

◇会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

- 1 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに在宅勤務等に係る費用弁償に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)